

新潟県教育委員会は、いじめ問題の現状を緊急事態と捉え、10月～12月の間ですべての県立学校を訪問し、各校におけるいじめ対策について、点検及び改善指導を行いました。

当校での指導内容は以下のとおりです。

「いじめ総点検」学校訪問の指導内容について（概要報告）

1 日 時 平成30年12月25日(火) 14:30～16:00

2 指導内容

○貴校の取組は、命を守ることを最優先に、連携して一人一人を見ていることがよく分かる。

○いじめの定義、認知・指導について

- ・いじめ防止対策推進法が現場職員に理解できていないのではないかと懸念がある。
- ・いじめ防止対策推進法 第2条にいじめの定義が示されているが、「社会通念上のいじめと思われる事例はなかった」という報告を受けることがある。
- ・認知件数が大幅に増加したが、いじめを認知したということは、それだけ子供をよく見ている証拠である。職員に、「いじめを出してすみません」という気持ちにさせてはいけない。いじめゼロを目指す、あるものはあるとして早めに手を打つべきである。いじめの認知に対する現場の認識を変える必要がある。
- ・いじめの認知は、必ずいじめ対策組織で行う。個人では行わない。多くの職員がいると「このくらいなら大丈夫」と考える職員もいることがあるので、認知は必ず組織で行うこと、アンテナを高くし見ようとする、小さなことで良いから報告し合うことが大事である。
- ・いじめ対策組織で話し合う際に重要なことは、傷ついた子のケアを中心に話し合うことと、認知後の対応を関係職員に周知することである。

○保護者連絡について

- ・いじめを受けた可能性のある保護者には、原則として必ず伝える。
- ・いじめの実態を公表する際も、どこまで伝えるかを被害児童生徒の保護者と相談する。

○ネットパトロールについて

- ・ネットパトロールに引っかけられないから大丈夫という認識はもたない。
- ・SNSは、簡単に外の大人とつながることができ、注意する。

○学校いじめ防止基本方針について

- ・ホームページに掲載するとともに、春のPTA総会でもふれる。
- ・新潟県学校いじめ防止基本方針を受け、いじめの定義、いじめの解消の判断を明記する。